

芸術文化創造センター整備推進委員会  
管理運営専門部会 5回会議 議事録

日時：平成 26 年 12 月 17 日（水） 18:00～20:00

場所：小田原市民会館 第 3 会議室

出席者

[ 委員 ]

	氏 名	選出区分	所属等
分科会長	桧森 隆一	文化政策 アートマネジメント	嘉悦大学教授 / 地域産業文化研究所所長
委員	井上 允	劇場運営 市民活動	元厚木市文化会館館長
委員	三ツ山一志	施設運営 展示系	横浜市民ギャラリー館長 横浜市芸術文化振興財団

[ 事務局 ]

所 属	役 職	氏 名
文化部	文化部長	諸星 正美
文化部	文化部副部長	安藤 圭太
文化部文化政策課	文化芸術担当課長	間瀬 勝一
文化部文化政策課	専門監	砂川 哲朗
文化部文化政策課	芸術文化創造係長	高瀬 聖
文化部文化政策課	芸術文化創造係主査	大木 健一
文化部文化政策	芸術文化創造係主任	松井 真理子

[ 事務局補 ]

所 属	氏 名
空間創造研究所	橋爪 優子
空間創造研究所	瓜生 陽

[ 傍聴者 ]

8 名

## 1. 開会

事務局

ただ今より、芸術文化創造芸術文化創造センター整備推進委員会管理運営専門部会第5回会議を開催する。

(部長挨拶)

(資料確認)

以降の進行を委員長にお願いする。

桧森委員長

第2回市民ワーキングについて事務局から説明をお願いする。

事務局

(説明)

桧森委員長

次に、第4回管理運営専門部会で出た問題点の整理について、事務局から説明をお願いする。

事務局

(託児スペースの取り扱いについて説明)

井上委員

2階の託児スペースは、あくまでも来館者が自由に利用できる場所という扱いだろう。イベントに伴う託児は、2階の託児スペースとは別の場所を確保して行うのが安全と思う。また、イベントの際に託児スペースを閉鎖すると、利用者を排除することにも繋がる。

桧森委員長

有料での託児と無料で遊んでいる子どもが混ざっても良くない。実際に施設の管理運営に携わっている人でないと見落としがちな点なので、管理運営専門部会で配慮することが必要である。

子ども向けのイベントを、この場所を利用して行うのは良いと思う。例えば、突然大道芸人が現れるなどの演出も考えられる。

事務局

(広場の貸し出しの考え方について説明)

桧森委員長

ホールで行われる催しとの関連で、広場で大きな音を出すイベントなどは貸し出しするかの可否を判断する必要がある。

事務局に質問だが、最近は軽トラックやワゴン車による飲食品の移動販売が流行っているが、そのような車が広場の隅で販売したい、などの申し出があった場合などはどうするか。

事務局

現段階でそこまでの検討はしていないので、今後の判断になる。しかし、例えば有名な音楽イベント、ラ・フォル・ジュルネなどでは、広場にたくさん飲食を販売している車が並んでいる。そのようなことは考えられるのではないか。

桧森委員長

催しに合わせ、ホール側が誘致することは考えられるが、個別に販売したいなどの対応については考える必要がある。

井上委員

広場に料金設定をすると、内容に関わらず料金を払えば貸してくれると受け取られるだろう。しかし、例えば週末にセンターとは関係ない移動販売店を展開するなどまで広げると、芸術創造センターの目的とは異なる。ラ・フォル・ジュルネのような、ホールで大きなイベントがある際に広場でお店を展開する、などは良いと思うが、範囲を広げすぎると収集がつかなくなる。広場の貸し出しは、あくまでセンターの目的に沿った貸し出しを基本にするべきだろう。

飲食品の移動販売を行うキッチンカーは、現在流行している。センターの利用者が広場で飲食するのを楽しみにすることもあるので、それは良いだろう。ただし、駅前の地下街への影響などの棲み分けを考え、何にでも貸し出すのは良くないだろう。

事務局

(休館日の考え方について説明)

井上委員

開館後しばらくは、安定するまで機材の故障なども多い。機材の故障ばかりではないが、当然休館日は設け、メンテナンスをしなければならない。そのために週1回と年末年始の休館日を設けるのは必要と考える。休館日がないと、故障がおきた際に対処できなくなる。休館日は設けながらも、開館する必要があれば臨時で開館すれば良い。

現在の小田原市民会館の利用率が100%とも考えにくいので、無理して休館日を設け

ない必要性もないのではないか。きちんとメンテナンスを行い、良い状態で貸し出すことを考える必要がある。

桧森委員長

私は休館日は無い方が良いと考えていたが、自分で指定管理者を務めると、休館日がないと人件費がかかることを実感した。

ひとつ考えておきたいのは、例えば月曜日が休館日の場合、日曜まで展示を行った際に月曜日に片付けの作業が入る可能性がある。その場合、休館日であっても搬出に職員が立ち会う必要がある。

事務局 間瀬担当課長

私のこれまでの経験でいえば、展示は日曜の16時に展示終了、その後搬出作業などでスケジュールが組まれることが多い。大規模な展示の場合は、館自体は休館とし、展示部分を片付けのために開ければよい。ホールも、どうしてもという要望があれば休館日に貸し出すことも考えられる。

ただし、休館日を何曜日にするかは検討課題だと認識している。

## 2. 議題(1) 利用料金について

桧森委員長

利用料金について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

桧森委員長

人件費を除く維持管理費が約1億9,700万円である。その半分を受益者負担で賄うとすると、残りの半分は税金、つまり一般の小田原市民が負担することとなる。

維持管理費の半分を受益者負担で賄うとすると、約9,900万の収入が必要である。その金額に基づき試算を行うと、1日あたり大ホール17万、小ホール5万の収入が得られれば良い、という考え方で理論値が出されている。

井上委員

1㎡あたりの維持管理費15,000円は、全国施設の平均数値である。大きいホールも小さいホールも含まれた数値である。実際はもっと状況を詰めていくことになると思うが、受益者負担割合の考え方については市の方針なので、なんとも申し上げられない。しかし、理論値を見ると妥当なラインの料金となっているのではないか。あとは、どうい

う利用形態が多いかということを考えながら料金を設定する必要がある。

厚木市文化会館は、今から 35 年前に開館した施設だが、当時県内に同規模の施設がなかったので、東京の施設料金から算出して利用料金を決定したことを覚えている。平日や土日で使用料金に差はあったものの、市民からは大ホール料金の 1 日 20 万は高いと言われた。しかし、利用してみた方々からは、「実際に利用してみたら 20 万の価値はあった」という声を頂いていた。料金に見合うサービスは提供していた。

大ホールの料金がなくて市民が利用できないという意見があったために、後に増築された小ホールの使用料金は、市民が利用しやすい料金とした。小ホールの席単価は 63 円ほどだった。

大ホールは市民だけでなく、興行など様々な催しに利用される場所、小ホールは市民を中心に利用される場所として棲み分け、よい料金設定ができたと思う。

使用料金は、他の地域との兼ね合いで調整し定めるしか無いが、理論値として出ている料金は、法外に高い数値ではない。減免なしで大ホール 1 日 25 万円だとしても、驚く料金ではないと思う。

#### 桧森委員長

率直に申し上げれば、理論値から出された大ホール、小ホールの料金は、相場より安いと感じた。東京都内の区立ホールであれば、大ホールの料金が 1 日 20 万以下のホールは無い。公共ホールの料金としては、良い金額が出たのではないかと感じている。

稼働率は、現在大ホール 66%、小ホール 80% に設定されているが、この数値は達成して当然の数値だと思う。減免が無いことにより稼働率が落ちることは、慎重すぎるほど想定しなくてもよいのではないか。

料金の設定については、今後本番料金とリハーサル料金の設定、チケット料金や催しの有料、無料、営利、非営利によって料金に差をつけるかどうか、ひとつずつ詰めていくことになる。

私は、有料公演と無料公演、営利団体と非営利団体で、利用料金を変える必要はないと考えている。

その理由のひとつは、音楽事務所やプロモーターにも出来るだけセンターを利用して公演を行ってもらいたいからである。それにより、市民の鑑賞機会が増えることとなる。ホールが自主事業として行える鑑賞事業には限界があり、全ての市民ニーズを満たすことはできない。いかに多くの公演を誘致できるかが、市民の鑑賞ニーズを生み出し、満たすことに繋がる。そのためには、ホール料金を適性に設定しなければならない。

また、無料公演の団体と有料公演の団体で使用料金に差をつけるかどうかだが、できればアマチュアの団体であっても無料公演をやめていただきたいと考えている。芸術文化を鑑賞するためには、ある程度の出費があった方がよい。

しかし、本番利用とリハーサル利用は、料金に少し差をつけても構わないだろう。

あとは長期利用をどう考えるかについて検討する必要がある。

#### 井上委員

大ホールの客席数が1,200席である。1,200席で5,000円のチケットを販売したとしても、600万円の収入にしかならず、それでは興行を打つことは難しい。プロが出演する興行を行うのは難しい客席数と思う。利用料を安くしたから興行が来るかというところではないと思う。

結局は、市民利用が多くなるのではないかと、いう気もしている。プロを呼んで市民に鑑賞機会を提供するためには、貸館ではなく事業として手立てすることが必要になるだろう。

料金設定については有料、無料を細かく考えず、1,000円以下の場合には一律の料金にするなどというやり方でやってもいいのではないかと。

リハーサルや練習の利用に関しては割安の料金設定があっても良いが、建設費や維持管理費もかかるので、特別安い料金で貸し出す必要もないだろう。

現在の理論値をベースに検討していければよいのではないかと。

#### 桧森委員長

特別料金の設定を色々考える必要はない。ただ、クラシック音楽やジャズ、民俗音楽、演劇などのジャンルであれば、1,200席でも十分にプロの公演が行える。難しいのは人気のあるポピュラー音楽だろう。

#### 井上委員

人気のあるポピュラー音楽とオーケストラは、客席数からいうとやりにくいだろう。音楽でも室内楽やリサイタルにはいい条件なので、興行で使われることや、音楽事務所が独自に借りることも考えられる。リサイタルならばチケット料金が3,000円でも赤字にはならない。ただし、そういう利用を一概に「営利目的」と言ってしまうほうが良いという気がしている。

#### 桧森委員長

いずれにしても、理論値をベースに料金を考えていく。

この理論値で難しいのは、ギャラリーの料金だろう。

#### 三ツ山委員

横浜市民ギャラリーの場合、1日あたりの $m^2$ 単価が38円である。区民文化センターや市民ギャラリーなど、横浜の公の施設の $m^2$ 単価は40円にならない。 $m^2$ 単価が40円だとすると、100 $m^2$ あたりの1日料金は4,000円になる。近隣の値段は約3倍程度なの

で、12,000円程度である。

ただし、民間の画廊は㎡単価の計算はしない。画廊の知名度や立地が良いかが条件となる。かつての銀座や新橋の画廊などは、5～6万円ほどだった。

公の施設言えば、横浜に限らずとも、高くても㎡単価は50円ほどではないか。

横浜市民ギャラリーは、全館あわせて1,200㎡になる。全館貸し出したとしても、1日あたり36,000円にしかない。それでも、市民からは「利用料金が高い」「減免してほしい」という声がある。だが、人件費も含めた1年間の運営経費を、単純に365日で割ると、一日あたり約44万円の経費がかかっている。

事務局 間瀬担当課長

私は、以前に横浜市芸術文化振興財団で区民文化センターに勤めていた。現在の安値のベースをつくったのは区民文化センターだろう。それが現在も市民ギャラリーに影響しており、区民センターと市民ギャラリーでは設置目的が違うのにも関わらず、料金だけは同じ土俵にのせられてしまっていることに驚いた。

三ツ山委員

料金について意見を仰る議員もいる。「税金の使い道に関しては真摯にしてほしい」という議員もいるし、市民が陳情に来たら内容に関わらず「料金を安くしてあげてほしい」という議員もいる。

指定管理者としては、指定管理料の中で経営が賄えるのであれば、市の考え方を受け入れるしかない。ただし、「指定管理者の収入は指定管理者が稼ぐ」という考え方ならば、この料金設定は見合わない。

桧森委員長

使用料金については、どういう人がどのように使うのかということ踏まえ、適正な料金設定を行う必要がある。今までがどうだったかでなく、これからの施設はこのような料金設定が適性だ、と考える必要がある。

事務局

市民ギャラリーで行われる事業や貸館で行われる事業は、入場料が無料でないとならないなどの規定があるのか。

三ツ山委員

貸館の場合、利用者が入場料金を徴収する場合には、利用料が倍になる。

指定管理者の自主事業の場合も、入場料金を設定することは可能である。

しかし、美術館は料金を支払って作品を鑑賞する場所として認知されているが、ギャ

ラリーでは数百円でも入場料金を支払わねばならないとなると、引き返す人が多い。無料で5,000人が動員できる展示でも、入場料300円を徴収すると動員は10分の1に減る。このように、「ギャラリーは無料で展覧会が見られる」というイメージがついて運営されてきた。

同じ展覧会を、5,000人に無料で提供するのか、300円徴収して500人に提供するのか、と考えると、ギャラリーは、「美術館には足を運びにくい」という人を取り込み、より多くの人に無料で提供するという、教育普及の場としての役割を強く持った場所だと考えている。

## 2. 議題(2)減免について

松森委員長

減免について事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料4説明)

井上委員

使用料を稼がねばならないことを考えると、減免はないほうがいいだろう。先程の理論値では、減免が無い場合は稼働率が下がることを想定していたが、減免の対象には行政利用もあるので、利用率が下がることは考えにくいのではないかと。

ほとんどの自治体において、行政が主催する場合は使用料金が免除になっている。正規料金の徴収でなくとも、50%の減免にするなどして、行政からもある程度徴収することを検討する必要がある。

減免が無いから市民団体の利用が減るかということ、一概にそうも言えないのではないかと。

使用料金について困るのは、議員が色々と意見を仰ることである。議員から使用料金を安くしろという要望が出ると、対応に困ることになる。

使用料金は、使用する側は安いにこしたことはない。しかし、大ホール、小ホールが年間でフル稼働し、年間300日、1日1団体の利用としても、年間に600団体しか利用することができない。現在の試算では、1日の維持管理費が90万だが、受益者負担は50万円にも満たない。残りの金額は、ホールを使用しない市民が負担していることを考えねばならない。

減免についてはそれぞれの自治体で特別な理由がある場合もあるが、私は無い方が良く考えている。

三ツ山委員



減免の考え方の場合、社会的弱者の利用については配慮が必要になると考える。誰もに文化活動を行う権利があるが、事情があってそれに見合う料金が支払えない、という問題に目を背けることはできないと考える。

井上委員

社会弱者の減免に関しては、料金を減免という考え方でなく、料金を助成する、という考え方と予算措置を行ったほうが良いと考える。結果的には減免と同じになるが、使用料金は誰が利用しても一律とし、助成が必要な場合には、審査の上で事業に助成するとしたほうがよい。

また、利用料金の設定次第で減免がなくとも適切な料金で利用することができるだろう。

桧森委員長

他市の事例を見ても、教育と福祉という2つの分野において減免対象となる場合が多い。減免の考え方については市の政策なので、市の考え方により、助成や減免などの方法を考える必要である。

文化政策という点からみれば、井上委員の仰るように減免する理由がないと思う。ただし、例えば事業の中に共催事業の枠を設け、共催事業についてはホール代相当を補助する、というやり方もあるだろう。事業の中には、ホール側が審査をした上で、ホール側に負担がある共催事業があっても良いのではないか。ただし、それをするには評価する場が必要となる。また、その共催事業については結果を評価しなければならない。

事業の中でそのような方策をとりながら、減免はなるべく無くしていったらどうかと考える。

他に事務局から聞いておきたいことはあるか。

事務局

災害が起こった際の規定などはどのように考えるか。

桧森委員長

急な災害により公演が中止になったり、途中で打ち切ったりした際に、結果的に減免するということは考えられる。想定しておいたほうがよい。

井上委員

以前に、公演の途中で大雪が降り、送電線が倒れて電気が止まったときがあった。公演は非常灯で続行したが、会場費は返金した。そのような事例は考えられる。

#### 三ツ山委員

横浜市民ギャラリーは、利用料金の上限はあるが、下限はない。指定管理者の裁量で利用料金を半額に設定することも可能である。

#### 井上委員

減免ではなく、指定管理者の裁量で料金を割引することは考えられる。

#### 桧森委員長

指定管理者が行政から稼働率を厳しく設定された場合は、料金を割引することも考えられる。また、諸室の場合は直前の予約であれば割引、などは考えられるが、練習目的以外のホール利用では考えにくいだろう。

東日本大震災の際には、施設が被災し指定管理者に利用料金が入ってこなくなったので、どう救済するか、ということが問題になった。

使用料金の細かな設定については今後も検討を続けていくことになるので、様々な条件や事例を考慮し、案を詰めていきたい。

## 2. 議題(3)その他

### 事務局

(今後の予定について説明)

## 3. 閉会

### 桧森分科会長

本日の議事についてはすべて終了した。これにて会議を閉じさせていただく。